

奈良県立医科大学附属病院長の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学附属病院規程第3条第1項に規定する病院長の選考手続きその他選考に関し必要な事項を定める。

(選考機関)

第2条 理事長は、病院長候補者（以下、「候補者」という。）を選考するため、大学に病院長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 総務・経営担当理事
- (3) 病院長
- (4) 看護部長
- (5) 医療安全推進規程第1条の2第1項に規定する医療安全管理責任者
- (6) 学外者のうち病院運営に関し広くかつ高い見識を有する者2名

2 前項第6号の委員は、役員会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 選考委員会の委員は、選考対象者として自ら応募した場合又は第9条第2項により選考対象者に加えられた場合は、委員を辞するものとする。

4 委員が前項その他事故により欠員となった場合は、次の各号に掲げるところにより、後任の委員を補充しなければならない。

- (1) 第1項第1号の委員が欠員となった場合 副理事長
- (2) 第1項第2号から第5号までの委員が欠員となった場合 理事長が指名する者
- (3) 第1項第6号の委員が欠員となった場合 役員会の議を経て、理事長が指名する者

5 選考委員会を設置したときは、理事長は、委員名簿及び選定理由を公表する。前項の規定により、委員の補充をしたときも同様とする。

(選考委員の任期)

第4条 委員の任期は、選考委員会が設置され、理事長が病院長を任命するまでの間とする。

(選考委員会の委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(選考委員会の議決要件)

第6条 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(選考委員会の職務)

第7条 選考委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 候補者の選考基準案の作成
- (2) 選考対象者の公募文案の作成
- (3) 選考対象者の審査及び理事長への推薦

(選考基準の策定及び公表)

第8条 理事長は、選考対象者の公募を行うにあたり、あらかじめ策定した選考基準を公表するものとする。

2 前項の選考基準は、選考対象者に求める要件として、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 臨床研修等修了医師であること
- (2) 特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な資質、能力及び経験を有すること
 - イ 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力
 - ロ 組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力

(選考対象者の公募等)

第9条 理事長は、公募により選考対象者を広く学内外に求める。

2 前項の規定に関わらず、理事長は選考委員会からの推薦に基づき、2名以内の者を本人の同意を得て選考対象者に加えることができる。

(選考方法等)

第10条 選考委員会は、前条で選考対象者になった者が、選考基準を満たしているか審査する。

2 選考委員会は、審査にあたり書面審査を行うものとし、必要に応じ面接を行うものとする。

(候補者の理事長への推薦)

第11条 選考委員会は、前条の選考により選考基準に最も適していると判断した選考対象者1名を候補者として理事長に推薦するものとする。

(選考結果等の公表)

第12条 理事長は、病院長の任命について、教育研究審議会の議を経て役員会での承認を得るものとする。

2 理事長は、選考の結果、過程及び理由を速やかに公表するものとする。

(庶務)

第13条 選考委員会の事務は、人事課において行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月25日から施行する。
- 2 学長となる理事長及び病院長の任期の満了が同日となる場合において、第3条第1項第1号及び第5条第1項の「理事長」は、奈良県立医科大学学長選考等に関する規程第10条に規定する「知事に申出を行う学長候補者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月5日から施行する。